

分収林施業転換促進事業（新規）

【平成22年度概算予算額 320,000(0)千円】

対策のポイント

通常伐期による皆伐から、間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を推進するため、分収林契約を行っている森林などを対象に関係者が連携して、契約変更や協定締結等を進めます。

また、分収林契約解除後の森林の取扱いについて検討し、伐採後の森林整備の円滑化に努めます。

- ・ 戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、伐期を迎える森林が今後急増しますが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行われないおそれがあります。
- ・ このため、通常伐期を目標に施業をしている分収林や一般の森林所有者の森林を対象に、企業等との連携を図りつつ、皆伐から非皆伐への転換を推進する必要があります。
- ・ また、通常伐期で皆伐を行った森林を裸地化させずに再造林等を行うために、契約期間終了後どのように管理を行っていくかについて検討する必要があります。

政策目標

契約変更等により、分収林の8割において非皆伐施業を推進

<内容>

以下の活動に支援を行います。

- ① 長期・非皆伐施業への契約変更又は協定締結に向けた協議を行うなどの条件整備
- ② 地方自治体等や森林所有者との協定に基づき、企業等が行う森づくり活動
- ③ 分収契約終了後の森林の取扱いについて、契約解除後の森林の整備計画を策定

<補助率>

- ①～② 1/2
- ③ 定額

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成22年度～24年度（3年間）

[担当課：林野庁整備課]